

【第5期】第1回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

1 日時

令和5年8月31日（木） 午後2時00分～午後3時40分

2 会場

松本市大手公民館 大会議室

3 出席者

(1) 委員

荒牧委員（テレビ会議）、森本委員、高橋委員、輿委員、小松委員、下郡委員、赤井委員、高木委員、東委員、永塚委員、北村委員（テレビ会議）、渡邊委員

（15名中12名の出席があり、過半数を満たすため、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第16条第2項に基づき、会議成立）

(2) 事務局

こども部長、こども育成課長、こども政策担当係長、児童担当係長、子どもの権利相談室長、こども政策担当職員

4 事務局あいさつ（こども部長）

皆さんこんにちは。こども部長の百瀬由将と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、ご出席いただき、また、Zoomによるご参加をいただき、心より感謝申し上げます。

松本市では、平成25年に松本市子どもの権利に関する条例を施行し、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めているところであります。子どもにやさしいまちづくり委員会は条例の第23条に基づいて設置されておりまして、松本市が進める子どもに関する施策の実施状況の検証や、子どもにやさしいまちづくり推進計画に関する調査や審議等を行っていただいております。

本日は第5期委員会の初めての委員会となります。本日の会議でございまして、お手元にお配りしました次第のとおり、会長および副会長の選任をしていただきましてから、会議事項に関する審議をお願いするものであります。

委員の皆様には、子どもにやさしいまちづくり推進のため、活発なご意見をお聞かせいただければと思います。以上、簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

5 自己紹介

6 会長・副会長の選出

(1) 選出結果

<事務局：条例施行規則第 15 条により、委員相互の選出に基づくことを説明。選出について委員から意見がなかったため、会長に荒牧委員、副会長に森本委員を提案し、一同同意>

(2) 会長あいさつ

改めまして皆さんこんにちは。委員の皆様が、意見を活発にお話しいただける委員会、また、委員の皆さんの個性が発揮できる委員会にしたいと思っております。今期もよろしく願いいたします。

(3) 副会長あいさつ

改めまして森本でございます。前期は、第 2 次子どもにやさしいまちづくり推進計画の中間報告ということで、この委員会の意見をまとめて松本市に提言を行いました。色々な立場の委員の方から色々なご意見をいただいて非常に充実した中間報告ができたなと思っております。今期も前期に引き続き貴重な意見をいただいて意見交換を行い、子どもにやさしいまちづくりに役立てたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

7 会議事項

- (1) 子どもの権利に関する条例について
- (2) 子どもにやさしいまちづくり推進計画について
- (3) 子どもにやさしいまちづくり委員会について

【会長】

会議事項(1)~(3)について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

《配付資料に基づき、説明》

【会長】

事務局、確認の意味で条例の基本理念と計画の 8 つの施策の方向を読んでもください。

【事務局】

《条例の基本理念と計画の 8 つの施策の方向を読み上げ》

【会長】

ありがとうございました。条例の基本理念を読んでもらったのは、これが検証の元になるからです。委員の皆さん、質問や意見はございますか。

(4) 子どもの権利川柳・ポスターコンクールについて

【会長】

事務局、会議事項(4)の説明をお願いします。

【事務局】

《配付資料に基づき、説明》

【会長】

委員の皆さん、質問や意見はございますか。

【委員】

川柳・ポスターコンクールは、今回初めて実施するものですか、それとも過去に行っていたものでしょうか。

【事務局】

今回初めての実施となります。また、今回限りという予定でございます。

【委員】

現段階で何点ぐらい提出されているのでしょうか。

【事務局】

川柳に関しては、本日現在 50 件の申し込みがありますが、ポスターについては、2 件のみでございます。

【委員】

募集期間を延長するというのですが、それは川柳も含めてですか。

【事務局】

川柳も含めて募集期間の延長を考えております。

【委員】

この委員会で審査、入選作品を決めるのは問題ないと思うんですけど、あまり件数が多いと、各委員の負担が大きいのかなと思ったもので、その辺りは各委員にご意見があれば伺いできればと思いました。

【会長】

委員の皆さん、どうでしょうか。

よろしいでしょうか。他に質問や意見があればお願いします。

【委員】

市内の小、中、高、大学の方に募集のチラシデータを送付しているということですが、募集の案内を送ったとしても、多分これだけじゃないと思うんですね。その中で、子どもの権利を選んでもらえなければ子どもたちは考えないという感じがするんですけど、学校の方ではどのような感じでしょうか。

【委員（学校関係）】

全く今お話があったとおりでございまして、夏休み前には、こんなに来るんだねという数のものが届きます。その中から職員の方でも取捨選択させていただいたり、また一覧にしたものの中から、子どもたちが興味を持つものをということで、提示させていただくものですから、その中で子どもの権利のポスターを選んでもらうというのはなかなか難しいところはあるかなというように感じております。

【委員（学校関係）】

今お話があったように、夏休み前にたくさんの募集が来るので、これだけに焦点を当ててというのは今難しい状況です。

【委員】

募集は、いつからかけられたんでしょうか。7月1日から応募していいよということだと思うんですけど、あらかじめこういうのがありますよというお知らせは、いつ頃でしょうか。

【事務局】

小、中学校へのお知らせは、6月の校長会の方に出席させていただきまして、周知を行いました。それから、今回は保護者の方へのメールシステムを使わせていただいて、7月のはじめには、全ての保護者の方に案内のメールを配信しております。

【委員】

色々な種類の募集があつて、その中から子どもの権利に関するものを子ども自身や親御さんも選ぶには、子ども権利が子どもにとってどういう関わりがあるのか、メリットがあるのかデメリットなのか、親御さんにとってはどういう解釈でというような下地があつてこそ、ポスターとか川柳というのが出てくるかなという気がします。

9月末までの延長はいいと思います。私は現場にいますので、子どもの権利って、よく話題に出るじゃない、それどうよと言って話をしていけたらなと思いました。

【委員】

ポスターを描いたり、川柳を書いたりというのは、一覧表の中から子どもがそれぞれ自分で選んでいると思ってなかったです。学校の方からある程度、誘導といいますか、これについて今年を書いてみようと思うけどみんなどうかなというような提案というか、そういうのがあつて今年はそのポスターにしようとか、そういうのを学校ごと決めてい

るのかなと思っていたんです。学校ごと違うとは思いますが、子どもたちにいろんなポスターの内容を分からせて選ばせるのはものすごく大変なことであると思います。

今回限りで川柳・ポスターコンクールをやらないということであれば、もっと積極的に市の方からも、最初で最後のコンクールです、みたいな形でもっとPRしてもいいんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょう。

【事務局】

はじめに、児童館、児童センター、放課後児童クラブ等での周知につきましては、ご協力いただければ大変ありがたいと考えております。

次に積極的なPRについては、高校ですと美術部とかあるものですから、担当の先生への周知を改めてお願いするなどして、応募につながれたらと考えております。

これらのことに取り組んでいきたいと考えております。

【会長】

他にどうですか。

【委員】

私も児童クラブに関わっていますが、児童クラブで放課後に来たときにやることがない子もいたりします。児童クラブにはたくさん子どもたちが来ますが、子どもの権利を分かっている子が少なく、私は説明するときに、こどもまんなか社会だよと言ったり、あなたたちが考えていかないといけなくなってくるんだよみたいなことを遊びながら伝えているつもりではいるんですけど、小学校もたくさんやることがあるので、児童クラブとかを先に周知されたら、先生方にも、子どもの権利を考える機会というか、そういうことにつながるかなと思うので、考えていただけるとありがたいと思いました。

【事務局】

児童館、児童クラブの方へも依頼していきたいと思います。

【会長】

他によろしいですか。

それでは、会議事項(4)は承認ということでよいですか。

(5) 令和4年度実施事業量等調査結果について

【会長】

事務局、会議事項(5)の説明をお願いします。

【事務局】

《配付資料に基づき、説明》

【会長】

評価の基準として、従来は事業量や目標値で評価するんですが、②、③、④を付け加えたことが条例の成果といえると思います。

委員の皆さん、質問や意見はありませんか。

それでは、私の方からよろしいですか。15 ページの 210 番、25 ページの 606 番、29 ページの 721 番の事業の評価について、説明してください。

【事務局】

15、16 ページ 210 番の子どもの権利学習会について、児童館、児童センターを訪問して寸劇をやったりとか絵本とか紙芝居を使って、子どもにわかりやすい形で子どもの権利に関する学習会というのを開催していたんですけども、コロナの感染拡大の影響で訪問することができないこともあり、C評価としております。

続きまして、25、26 ページ 606 番のまつもと子どもスマイル運動について、令和 4 年度までの登録者数が 1,299 人ということで、昨年度と比べて伸びていないため、C評価といたしました。毎年、子どもの権利市民フォーラム等でスマイル運動のことをイベント中に周知しまして、登録の方を募っているんですけども、なかなか登録の方が伸びてない現状がありました。今年度につきましては、コロナも 5 類に移行したこともあり、児童館、児童センターへの訪問ですとか、そういったこともできるようになるということで、学習会の拡充と子どもスマイル運動の拡大ということを考えているところです。

【会長】

皆さん、スマイル運動は知っていますか。

【事務局】

それではここでスマイル運動についてご紹介させていただきます。スマイル運動は、子どもの権利に関する取組みでもいいですし、子どもの見守りをしますとか、子どもに挨拶をしますとか、子どもに声掛けをしますというような宣言をしていただきまして、宣言をしていただいた方にブルーのリストバンドを配付しております。このリストバンドを付けている人は子どもの権利を尊重し、子どものことを第一に考えた取組みを行うという宣言をしていただいた方ということで、活動いただいているものになります。

続いて、29、30 ページ 721 番の子どもに関する情報整備と提供について、こちらは、子どもに関する施策と課題と明確にするため子どもに関する情報を整備し、仮称「子ども白書」を作成するというものでございます。最終目標が白書を発行して更新するということですけども、令和 4 年度は子どもに関する情報の収集のみにとどまっております。大幅な事業改善が必要ということで、D判定としております。

【会長】

33、34 ページ 822 番の事業の評価についても説明してください。

【事務局】

822 番の思春期の子どもたちと向き合うための講座ですが、今までいろいろと試行錯誤を行ってきた講座になります。今までは、平日と土日のどちらかでという形で開催をしておりました、全く別の講座内容で行っていましたが、平日は出られるんだけど土日はちょっと出られないですとか、土日は出られるんだけど平日はというような、また、児童館の先生方からは平日は無理なので土日にこの講座をやってほしいというような意見がありました。令和3年度は、日曜日1日で、今までの平日と土日に行っていた講座の内容をくっつけて、丸1日として、好きな講座のところに出席したり、全ての講座に出席することも可能という形で行ったんですけども、なかなか出席される方がいらっしやらない状況でした。

コロナの関係もあって、開催できなかった期間もあったものですから、これを若干見直して、学校の授業参観とかそういったときにできないかということで、メディアリテラシーとか薬物乱用に関する講座にプラスアルファしてできないかということは今検討しているところです。令和4年度は、開催方法をどのような形にしていくか検討中ということで開催していないことからE評価としました。

【会長】

ありがとうございました。委員の皆さん、他にいかがでしょうか。

【委員】

コロナのこともありまして、集める講座だと曜日とか都合とかで参加できないことがあるので、出前講座みたいに出張していただくと直接結びつきやすいんじゃないかなということは何の講座に関しても感じています。

私は小学生の放課後を預かっているんですが、小学生には、学校の顔と放課後の顔と家庭の顔があって、その3者がお互い情報共有して支援し合って初めて、こどもまんなかと言えるかなと。こども家庭庁が発足しましたがけれども、学校は学校、放課後は放課後、家庭は家庭というようにならない施策とか講座を今後ぜひ考えていただければと思います。

今この冊子を見せていただいても、ものすごい事業量だと思っています。それぞれの事業が本当に子どもたちに届いて、80%でもいいから届いていたら、コロナ後であっても、もうちょっと何か変わった子どもたちになっていたかもしれないというようなことを感じています。コロナだからこそ、今やっているようなZoomの会議も子どもたちには当たり前になっていて、Zoomのオンライン講座で向こうの人と何か質問してやり取りするとかということも本当に当たり前なんですけど。だからこそ、対面で話をするとか目を見て相手の話を聞くということが大切にされるといいんじゃないかなと感じました。

【会長】

他にどうですか。

【委員】

事業量のところをざっと見るとA評価が多い。コロナの影響がありながらもA評価となっていたりしますが、こども育成課を中心にCとかDとかEとか、きちんと評価していて、説明いただいたので、これを元に第三次の計画はどんなふうにしていったらいいのかなというのが見通せたような気がします。ありがとうございました。

【会長】

他にどうですか。

【委員】

推進計画の目標で、子どもの自己肯定感を80%に持っていきたいという話ですけど、子どもの権利アンケート調査を見ていて、小学校で回答率62%、中学校で47.8%、高校で29.7%、特別支援学校7.3%ということで、学年が上がっていくに従って回答率がかなり低くなっているということで、この自己肯定感64.3%というのが実際にはもう少し低いんじゃないかなと思います。回答してない人が相当多い。特に中学生、高校生その辺の感覚がちょっとどうかなという気がして、目標の80%になったら確かに素晴らしいと思うんですけど、ちょっと心配だなという感じがしています。

【事務局】

令和3年度の子ども向けのアンケート調査をご覧いただくと回答率が確かに低くなっておりまして、その信頼性についてでありますけれども、令和3年度は対象の学年の全ての児童生徒を対象に実施しておりまして、傾向を反映するために必要となる回答数は十分満たしており、統計学的には調査は有効であるとのことです。しかしながら、委員ご指摘のように、自己肯定感が64.3%にとどまっておりますので、子どもの意見表明とか社会参加の機会とか、成功体験といったものを充実させていくよう、施策を進めていかなければいけないと捉えております。

【会長】

他にどうでしょうか。

【事務局】

《新規事業概要及び担当課評価票を説明》

【会長】

委員の皆さん、質問や意見はありませんか。

【委員】

学都松本寺子屋事業について、寺子屋の所に学習に来る子どもたちの家庭の中には、子ども食堂からつながってくる家庭もありますし、とても塾に行ける状況ではないということで寺子屋を選んで勉強に来ている子どもたちもいます。行政の手厚い支援を知ら

ない家庭も多いので、寺子屋の先生たちに案内を出していただいて、何日か子どもたちを見ていけば、この家庭はちょっと大変なのかなということに気付くと思いますので、そういうご案内を先生たちの方から出せるような、そういう支援も検討いただければと思います。

【事務局】

担当課と連絡調整いたします。

【会長】

他によろしいですか。

それでは、事務局案を承認とします。

他に何かありますか。無ければ事務局にお返しします。

【事務局】

荒牧会長、議事の進行ありがとうございました。皆様、ご意見ご審議ありがとうございました。委員の皆様には子どもにやさしいまちづくりの推進のため、今後もお力添えをいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

なお、次回の委員会は10月19日を予定しておりますので、ご予定をお願いいたします。それでは以上をもちまして、第1回子どもにやさしいまちづくり委員会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。